

「指定訪問介護事業所 サンケア押野」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県知事指定 第 1771300629 号)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、訪問介護サービス提供の契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. ご利用事業所	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスの概要	3
6. サービス利用料金	4
7. 利用にあたっての留意事項	5
8. 緊急時の対応	6
9. 事故発生時の対応	6
10. 秘密保持等	6
11. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 サンケア株式会社
- (2) 法人所在地 石川県野々市市押野 5 丁目 39 番地
- (3) 電話番号 076-287-6800
- (4) 代表者氏名 代表取締役 片岡 憲男
- (5) 設立年月 平成22年 3月31日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業者指定番号 平成23年 6月 1日 指定 第 1771300629 号
- (3) 事業所の名称 サンケア押野
- (4) 事業所の所在地 石川県野々市市押野 5 丁目 38 番地
- (5) 電話番号 076-287-6800
- (6) 管理者氏名 管理者 大坂 朋美
- (7) 開設年月 平成22年 12月 6日
- (8) 営業日及び営業時間 営業日 年中無休
営業時間 24時間
- (9) 通常の事業実施地域 野々市市及び金沢市

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な指定訪問介護の提供を確保する事を目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ② 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援を行います。
- ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ④ 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ⑥ 実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑦ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施します。
- ⑧ 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、

当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携します。

- ⑨ 前⑧のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

[令和6年4月1日現在]

職 種	常 勤 職 員		非 常 勤 職 員		備 考
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管 理 者		1 名			
2. サービス提供責任者	2 名				
3. 訪問介護員		3 名以上		3 名以上	

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職種の職務内容＞

職 種	職務内容
1. 管 理 者	事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
2. サービス提供責任者	事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たります。
3. 訪問介護員	指定訪問介護の提供に当たります。

5. 当事業所が提供するサービスの概要

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

※ 通常サービス(介護保険から利用料金が給付されるサービス)

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

- ① 排泄介助 ② 食事介助 ③ 清拭 ④ 入浴介助
 ⑤ 身体整容介助 ⑥ 体位交換 ⑦ 移乗・移動介助 ⑧ 通院・外出介助
 ⑨ 起床介助 ⑩ 就寝介助 ⑪ 服薬介助 ⑫ 見守りの援助
 ⑬ その他[_____]

(3) 生活援助

- ① 掃除 ② 洗濯 ③ ベッドメイク ④ 衣類の整理・被服の補修 ⑤ 一般的な調理・配下膳

⑥ 買い物 ⑦ 薬の受け取り⑧ その他[_____]

6. サービス利用料金

(1) 法定給付サービス利用料金 【 ※ 地域区分:その他…1単位あたり 10 円 】

法定給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 介護保険からの給付額(7割、8割もしくは9割)に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
----------	--

○当訪問介護事業所は、その所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に該当するため、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。(同一建物減算)

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合 12%を減算する。(R6 年 11 月 1 日～)

いずれかに該当した場合は、より減算額が高い方を算定する。

○当訪問介護事業所は、特定事業所加算(Ⅰ)を適用するため、所定の単位数に 20%を加算する。(特定事業所加算の算定要件は次項を参照のこと)

<訪問介護利用料金>

区分	サービス提供時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上	1 時間以上の 25 分毎に加算
身体介護	利用料金	163 単位	244 単位	387 単位	567 単位	82 単位
	うち、介護保険から給付される金額	146.7 単位	219.6 単位	348.3 単位	510.3 単位	73.8 単位
	自己負担額(1割)	16.3 単位	24.4 単位	38.7 単位	56.7 単位	8.2 単位
生活援助	サービス提供時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上	身体介護に引き続き行った場合		
				25 分以上	50 分以上	75 分以上
	利用料金	179 単位	220 単位	65 単位	130 単位	195 単位
	うち、介護保険から給付される金額	161.1 単位	198 単位	58.5 単位	117 単位	175.5 単位
	自己負担金(1割)	17.9 単位	22 単位	6.5 単位	13 単位	19.5 単位
初期加算	利用料金	200 単位				
	うち介護保険から給付される金額	180 単位				
	自己負担金(1割)	20 単位				
	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合にその 1 月のみ加算されます。(他の訪問介護員等が提供する指定訪問介護にサービス提供責任者が同行した場合も同様です)					
介護職	利用料金	介護保険サービスをご利用になった月額利用料(上記基本単位+加算/減算単位の 24.5%)				

員等処遇改善加算(1)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善や取り組み等を実地している事業者が、訪問介護サービスを行った場合に加算されます。
-------------	--

○ 特定事業所加算 ※特定事業所加算の算定要件については、次に定めるところによる。

特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20%
1. 計画的な研修の実施	当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めること)を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
2. 会議の定期的開催	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね月1回以上)に開催すること。
3. 文章等による指示及びサービス後の報告	指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を、文書等の確実な方法により伝達してから開始すると共に、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。
4. 定期健康診断の実施	指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に開催すること。
5. 緊急時における対応方法の明示	指定居宅サービス基準第 29 条第 6 号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
6. 看取期の対応や整備	主治医、訪問看護と連携し 24 時間連絡可能な体制であること、主治医や訪問看護からの指示し従い訪問介護を行える体制であること、看取期の対応方針対策と研修の実施を行う事。
7. 重度要介護者等対応	前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 及び要介護 5 である者並びに日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当)である者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。
8. サービス提供責任者の実務経験	実務経験 3 年以上の介護福祉士 実務経験 5 年以上の実務者研修修了者
9. 人材	訪問介護員の常勤換算の総数に対して介護福祉士の資格を取得する割合が 30%以上を満たしている。
10. 看取期の対応実績	看取期の利用者への対応実績が 1 人以上であること。

(2) サービス利用料金についての留意事項

サービスに要する時間	そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。上記のサービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要とされる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
夜間・早朝、深夜の訪問介護の料金加算	1.夜間・早朝加算・・・夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問介護サービスを提供した場合は、1回につき上表利用料金に 25%の割増料金が加算されます。 2.深夜加算・・・深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問介護サービスを提供した場合は、1回につき上表利用料金に 50%の割増料金が加算されます。

2人の訪問介護員によるサービス提供の場合	2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をお支払いいただきます。
利用者がまだ要介護認定を受けていない場合	上表利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
介護保険給付の支給限度額を超えた利用	介護保険給付の支給限度額を超えて訪問介護サービスを利用される場合は、上表利用料金の全額が利用者の負担となります。

(3)利用料金のお支払い方法

- ① 利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、毎月 1 日を起算日として、その月の末日までの 1 月間の請求内訳を翌月の 10 日に送付いたしますので、サービス提供月の翌月 22 日までにお支払い下さい。
- ② 支払方法は原則として銀行口座からの自動引き落としとします。利用者は事業者の指定する銀行に利用者名義の普通口座を設け、その口座から毎月 22 日まで自動振替の方法により事業者の口座宛に支払うものとします。(手数料別途要)

7. 利用にあたっての留意事項

(1) 留意事項

指定訪問介護の提供を受ける際には、次の事項に留意してください。

担当の訪問介護員	サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
訪問介護員の交替	1.利用者からの交替の申し出: 選任された訪問介護員の交替を希望される場合には、サービス提供責任者までご相談下さい。 2.事業者の都合による訪問介護員の交替 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。
備品等の使用	訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
サービス内容の変更	サービス利用当日に、ご本人の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求させていただきます。
訪問介護員の禁止行為	訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。 1.医療行為 2.利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受 3.利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 4.飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意無しに行う喫煙 5.利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活

	動 6.その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
--	--------------------------------

8. 緊急時の対応

訪問介護従業者は、現に指定訪問介護の実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、5年間保存します。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	令和1年6月1日
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

11. 秘密保持等

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

<個人情報保護方針>

当事業所では利用者により良い介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。利用者の個人情報につきましても適切に保護・管理することの重要性を認識し、以下の個人情報保護方針を策定し、確実に履行することに努めます。

なお、この方針は利用者のみならず、当事業所の職員及び当事業所と関係のある全ての個人情報についても同様に取扱います。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者の個人情報を収集する場合、利用者の介護に関わる範囲で行います。

その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で

実施いたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当事業所は、利用者の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- (1) 利用者の了解を得た場合
- (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- (3) 法令等により提供を要求された場合（当事業所は法令等に定める場合を除き、ご利用者様の同意なく、その情報を第三者に提供しません。）

3. 個人情報の安全管理について

当事業所は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 法令遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、適宜、個人情報保護の仕組みの見直しを図り、改善を行います。

5. 問い合わせ窓口

当事業所の個人情報保護方針に関するご質問や利用者の個人情報のお問い合わせは、サービス提供責任者（苦情受付担当者）がお受けいたします。

＜個人情報の利用目的＞

1. 事業所内での利用

- (1) 利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 利用状況等の管理
- (4) 会計・経理
- (5) 事故等の報告
- (6) 当該利用者への介護サービスの向上
- (7) 事業所内介護実習への協力
- (8) 介護の質の向上を目的とした事業所内事例研究
- (9) その他、利用者に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 利用者の診察等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) 契約者及びその家族等への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者からの照会への回答

- (9) その他、利用者への介護保険事務に関する利用
(10)

3. その他の利用

(1) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 外部監査機関への情報提供

- ※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- ※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回又は変更等を行うことができます。
- ※ 上記利用目的以外に利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ利用者の同意をいただくことといたします。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付担当者 [職 名] サービス提供責任者 (Tel 076-287-6800)
- ② 苦情解決責任者 [職 名] 管理者 大坂 朋美
- ③ 受 付 時 間 毎日 午前9時～午後 18 時

(2) 苦情の解決方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

④ 行政機関その他苦情受付機関の紹介

上記③で解決できない苦情は、以下の行政機関等に申し立てることができます。

野々市市役所 介護長寿課	所 在 地 野々市市三納1丁目1 電話番号 076-227-6066(代表) 受付時間 9:00～17:30
石川県国民健康保険団体連合会	所 在 地 金沢市幸町11-5 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-261-5191 受付時間 9:00～17:30
石川県運営適正化委員会	所 在 地 金沢市本多町3-1-10 社会福祉会館内 電話番号 076-234-2556 受付時間 9:00～17:30

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 石川県野々市市押野5丁目39番地
指 定 訪 問 介 護 事 業 所 サンケア押野

職名 管理者

氏名 大坂 朋美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。また、事業者が業務上知り得た利用者及び契約者又はその家族等に関する個人情報、事業所での個人情報の利用目的に則して、利用及び提供することについて同意しました。

利用者住所

氏名 _____ 印 _____

契 約 者 住 所

氏名 _____ 印 _____

利用者は、身体 の 状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者 に代わってその署名を代筆致します。

署名代筆者 氏名 印

入居者との続柄 ()

利用者及び契約者は、当事業所のパンフレット、広報誌等における利用者個人の写真の掲載に

・ 同意します ・ 同意しません